NIE

年　組　名前

道新でワークシート

ながら運転事故 最多56件

道内昨年 きょうから厳罰化

携帯電話を使用しながら車を走行させる「ながら運転」を厳罰化する改正道交法が1日施行された。道警によると、道内でも、ながら運転による人身事故は増加傾向で、2018年には過去10年で最多の56件発生し、死亡事故も1件起きた。道警は死亡事故につながる確率が他の事故の2・7倍に達すると分析、取り締まりを強化する。

違反点3倍、即免停も

改正によって、運転中の通話や画面を注視する違反「携帯電話使用等（保持）」の点数は1点から3点となった。通話や注視により交通の危険を生じさせる違反「携帯電話使用等（交通の危険）」は2点から6点に上がり、即時運転免許停止処分となる。「交通の危険」は反則金の納付で刑事責任を免れる交通反則通告制度の適用が除外され、ただちに刑事手続きとなる。罰則の最高刑はこれまでの懲役3カ月から、同1年に引き上げられた。

道内ではながら運転による人身事故は09年は24件だったが、15年以降は50件以上で推移。今年は10月末までに32件発生したが、死亡事故は起きていない。昨年の事故56件のうち、48件でスマホなどの画面を注視し、残り8件は通話中だった。総務省によると、18年のスマートフォンの個人普及率は6割を超えており、道警交通企画課は「スマホは、大画面で機能も豊富なため、操作してしまう人が増えたのでは」と話す。

事故の特徴は①午後8時以降の夜間帯②運転者は40代以下が多い③直進中の追突が大半―という。速度は60キロ以下が中心で、比較的運転にゆとりのある状況で事故が発生しているとみられる。

また14～18年の5年間のながら運転による事故254件とその他の原因による人身事故を比較した結果、死亡事故になる確率は2・7倍高いことが分かった。通常の脇見運転などの事故と比べ前方不注視の時間が長く、衝突速度が高いとみられる。

同課は「ながら運転は相手に気付くのが遅れ、重大事故につながってしまう。車が走る凶器ということを忘れないでほしい」と呼び掛けている。（佐藤圭史）

厳罰化された「ながら運転」

	携帯電話使用等	
	交通の危険	保持
内容	通話したり、手に持つことを問わず画面を注視したりして、事故を起こすなど交通の危険を生じさせる	スマホなどを手に、通話したり、メールなどの操作のために画面を注視する
罰則	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金
違反点数	6点	3点
反則金	改正で適用外	大型車2万5千円 普通車1万8千円など

2019年12月1日（日）朝刊　全道版　28ページ（記事は再編集しています）

①ながら運転による事故とその他の原因による人身事故を比較した結果、ながら運転の方が死亡事故になる確率が高いわけを、40文字以内で書きましょう。

																			20
																			40

②もし、今回の厳罰化でも、ながら運転による事故が減らない場合、あなたならどのような対策を考えますか。